

TOPICS 01

価格高騰重点支援臨時給付金について

電気料等の価格高騰の影響を受けている生活者等を支援するため、非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給します。

■支給要件

基準日（令和5年12月1日）時点において、市に住民登録があり、令和5年度分住民税が非課税の世帯。ただし、住民税が課税されている他の親族等から扶養を受けている方のみで構成される世帯は対象となりません。



■支給方法

①令和5年6月2日以降、世帯員に異動（変更）がない世帯 **【申請不要】** → 「支給のお知らせ」を送付
令和5年12月に実施した福祉灯油購入費助成金（1万円）の支給口座に2月20日（火）に振込みます。

②令和5年6月2日以降、世帯員に異動があった世帯 **【申請必要 ◆申請期限：3月29日（金）】**

- (1) 税情報が不明な転入者や未申告者などを含む世帯 → 「申請書」を送付
(2) 世帯全員が令和5年1月1日以前から市に住民登録のある方で構成される世帯 → 「確認書」を送付
支給要件に該当し、支給を希望する場合は、期限までにお申し込みください。

※詳しくは、送付される各通知をご確認ください。

※「均等割のみ課税世帯」、「低所得子育て世帯（子ども1人あたり5万円）」、「令和6年度に新たに非課税となる世帯」への給付につきましては、準備が整い次第広報ひらかわなどでお知らせします。

[問合せ] 福祉課 福祉総務係 ☎55-5378

TOPICS 02

上水道基本料金の減免または助成を4か月延長します

水道基本料金の減免について

■減免の対象者 **【申請不要】**

平川市または久吉ダム水道企業団から給水を受けていいる方（地方公共団体が所有管理している施設は対象外）

■減免する料金

3月請求（2月使用分）から6月請求（5月使用分）の基本料金とメーター使用料

水道基本料金相当額の助成について（井戸水や町会などが管理する水道のみを利用している方）

■助成の対象者

【申請が必要 ※申請済みの方は延長の申請は不要】

水道基本料金の減免の対象者に該当しない方で、令和5年8月から令和6年5月の間に平川市住民基本台帳に記載された住所地の世帯の方（ただし、世帯につき1人のみとし、同一の住所地に2世帯以上が居住する場合は、1世帯分のみとします。）

■助成する額

1か月あたり2,080円

※令和5年8月から令和6年5月のうち、実際に居住した月数分

■助成金の交付

1月31日までに申請→延長した4か月分は6月中旬交付
2月1日から5月31日までに申請→6月中旬交付

■申請受付期間 5月31日（金）まで

■申請書類の提出について

上下水道課総務係（本庁舎3階15番窓口）、尾上総務係、碇ヶ関総合支所庶務係、葛川支所庶務係

[問合せ] 上下水道課 総務係 ☎55-5383

TOPICS 03

4月1日より各種証明書等の交付手数料を改定します

市では、市制施行以来、下表の証明書等の交付手数料を200円に据え置いてきました。

しかし、証明書等の交付に係るコスト（人件費及び物件費）が手数料を上回る状態が続いたことから、受益者負担の公平性を図るため、次のとおり交付手数料を改定しますので、ご理解をお願いします。

※オンライン申請による証明書の交付手数料も対象となります。

証明書等の種類	改定前 (3月31日まで)	改定後 (4月1日以降)	問合せ
・印鑑登録証交付・印鑑登録証明書 ・戸籍の附票（除票）の写し ・身分証明書			市民課 市民係 ☎55-5309
・納税証明書			税務課 収納係 ☎55-5884
・所得証明書・所得課税証明書 ・課税（非課税）証明書 ・営業（事業）証明書・資産証明書 ・評価証明書・公課金証明書 ・住宅用家屋証明の申請 ・公簿、土地等図面の閲覧 ・土地等図面の交付	200円	300円	税務課 住民税係 税務課 固定資産税係 ☎55-5368
・都市計画法施行規則第60条証明書			建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437
・地縁団体の告示事項に関する証明書 ・認可地縁団体印鑑登録証明書			総務課 行政係 ☎55-5739
・耕作証明書 ・農地法第3条許可書謄本証明 ・農地法第4条、第5条原本証明 ・登記識別情報の交付			農業委員会事務局 農地係 ☎55-5396
・その他各種証明			各課担当

健康推進係からのお知らせ

●保健協力員が集団検診のお知らせに伺います

3月中に、赤いジャンパーを着た保健協力員が、各家庭へ令和6年度各種健（検）診のお知らせと申込書を配布します。

お知らせの内容をご確認いただき、対象の検診の申込みをお願いします。



◇検診を受けて、早期の発見を心がけましょう

平川市国民健康保険の高額医療費をみると、令和3年度に脳血管疾患（脳出血や脳梗塞など）を新たに発症した65名のうち、1年間の総医療費が400万円以上だった11名の方は、発症前に高血圧症などの治療や特定健診を受けていない方が多い状況でした。

特定健診は血管を守るための健診です。大切な脳や心臓を守るために、症状がなくても年1回の特定健診を受けましょう。



TOPICS 04

農業者年金に加入しませんか？～老後の備えに！～

農業者年金は、農業者の安心で豊かな老後のためにつくられた、少子高齢化時代に強い積立方式（確定拠出型）の公的年金制度です。自ら積み立てた保険料とその運用益で将来受け取る年金額が決まります。



特徴

- 次の要件を満たす方なら、どなたでも加入できます。

要件

- ・国民年金第1号被保険者
※国民年金保険料納付免除者を除きます。
- ・年間60日以上農業に従事
- ・65歳未満（60歳以上65歳未満で加入する場合は、国民年金の任意加入被保険者）

- 終身年金で、80歳までは死亡一時金があります。

- 支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。

- 保険料の額は月2万円～6万7,000円の範囲で自由に決めることができます、自由に加入・脱退することができます。
※35歳未満で一定の要件を満たす方は、月1万円から加入することができます。

下記の要件を満たす方は、保険料の国庫補助を受けることができます。保険料は月2万円に固定され、自己負担は補助額を差し引いた金額となります。

基本条件

- ・39歳以下
- ・農業所得900万円以下
- ・認定農業者で青色申告者またはそれの方と家族経営協定を締結している方など

区分	個別条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者		
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1または2の方と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で、3年以内に両方を満たすことを約束した方		4,000円
5	35歳まで（25歳の場合は10年以内）に区分1となることを約束した後継者	6,000円	—

購読しませんか？／ 全国農業新聞

経営と暮らしを応援！
日本の農と食を伝えます。

- 毎週金曜日発行
(週刊)
- 年間 8,400円
月 700円

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。先進的な農業者の取組みや各地域の産地情報、新しい農業政策の動きなど「くらしと経営」に役立つ情報が満載です。申込みは隨時受け付けています。



地域の元気で明るい話題や
健康に役立つ情報も！

[問合せ] 農業委員会事務局 農地係 ☎55-5396

TOPICS 05

令和6年産畠地化促進事業の要望調査を実施しています

令和6年に水田を畠地化して高収益作物等の本作化に取組む農業者が利用できる国の交付金事業について要望調査を実施します。申請には要件等がありますので市ホームページをご確認の上、農林課生産振興係までお問い合わせください。

※本事業は申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で支援対象者が決定される交付金事業のため、申請した方が必ず交付金を受給できるものではありません。

詳細は市HP
をご確認くだ
さい。 →



■支援メニュー

作付品目	畠地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・2万円(3万円※)/10a×5年間 または ・10万円(15万円※)/10a(一括) ※加工・業務用野菜等の場合
畠作物 (麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし、そば等)		<ul style="list-style-type: none"> ・2万円/10a×5年間 または ・10万円/10a(一括)

要望期限 2月29日(木)

[問合せ] 農林課 生産振興係 ☎55-5718

TOPICS 06

農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請「仮受付中」

令和6年4月以降の免税軽油に係る免税軽油使用者証・免税証の交付申請を、次のとおり「仮受付」しています。

令和6年度税制改正による免税軽油制度の延長が正式な交付の条件となりますので、あらかじめご了承ください。なお、免税軽油使用者証・免税証の交付は、令和6年4月以降となります。

■受付時間

8:45～17:00（土・日・祝日を除く）

■受付場所

中南地域県民局県税部 弘前合同庁舎 本館2階（弘前市藏主町4）

■必要書類等

申請書等の用紙は県税部および農協各支店に用意しています。詳しくは下記までお問い合わせください。



不正軽油は断固拒否！

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

不正軽油の撲滅に御協力をお願いいたします。

[問合せ] 中南地域県民局県税部 課税第一課 ☎32-1131（内線228・378）